

記載要領等	賃借権等の消滅等があった貸付都市農地等について新たな認定都市農地貸付け等を行った旨の届出書
-------	---

《使用目的等》

この届出書は、相続税の納税猶予の適用を受けている人が特例農地等の全部又は一部について租税特別措置法第 70 条の 6 の 4 第 2 項第 2 号に規定する認定都市農地貸付け又は同項第 3 号に規定する農園用地貸付け（以下「認定都市農地貸付け等」といい、認定都市農地貸付け等を行っている特例農地等を「貸付都市農地等」といいます。）を行っている場合に、当該貸付都市農地等につき賃借権等の消滅、耕作の放棄、認定事業計画の認定の取消し又は同条第 5 項各号のいずれかに該当する事実の発生（以下「賃借権等の消滅等」といいます。）があり、賃借権等の消滅等があった貸付都市農地等につき次の A 又は B に掲げる新たな認定都市農地貸付け等を行い、引き続き相続税の納税猶予の適用を受けようとするときに使用してください。

なお、この届出書は新たな認定都市農地貸付け等を行ったごとに提出します。

また、この届出書の提出期限は、次の A 又は B に掲げる区分に応じそれぞれ次に掲げる日です。

A 賃借権等の消滅等があった貸付都市農地等について、賃借権等の消滅等があった日から 2 月以内に新たな認定都市農地貸付け等を行った場合

賃借権等の消滅等があった日から 2 月以内

B 賃借権等の消滅等があった貸付都市農地等について、賃借権等の消滅等があった日の翌日から 1 年を経過する日までに新たな認定都市農地貸付け等を行う見込みであることにつき、納税地の所轄税務署長に承認の申請をし、承認を受けている場合で、承認に係る貸付都市農地等について新たな認定都市農地貸付け等を行ったとき

新たな認定都市農地貸付け等を行った日から 2 月以内

《記載要領等》

- この届出書の本文中の「第 2 号」又は「第 3 号」及び「認定都市農地貸付け」又は「農園用地貸付け」は、認定都市農地貸付けを行っていた場合には、「第 3 号」及び「農園用地貸付け」の文字を、農園用地貸付けを行っていた場合には、「第 2 号」及び「認定都市農地貸付け」の文字を二重線で抹消してください。
- この届出書の本文中の※ 1 及び※ 2 の箇所については、賃借権等の消滅等の区分に応じて、下表の内容を記載して下さい。

賃借権等の消滅等の区分	※ 1	※ 2
貸付都市農地等の貸付けに係る期限（租税特別措置法第 70 条の 6 の 4 第 2 項第 3 号ロに掲げる貸付けにあつては、当該貸付都市農地等に係る同号ロに規定する貸付規程に基づく最後の貸付けが終了した日）の到来（当該期限の到来前に賃借権等の消滅があった場合には、当該消滅を含みます。）	賃借権等の消滅	【認定都市農地貸付けを行っていた場合】 第 3 項
		【農園用地貸付けを行っていた場合】 第 4 項
耕作の放棄（租税特別措置法第 70 条の 6 第 1 項第 1 号に規定する耕作の放棄をいいます。）	耕作の放棄	第 3 項

＜賃借権等の消滅等があった貸付都市農地等について新たな認定都市農地貸付け等を行った旨の届出書 記載要領等＞

都市農地の貸借の円滑化に関する法律第7条第2項の規定による同法第4条第1項の認定の取消し	計画認定の取消し	第3項
賃借権等の設定に関する契約の解除	契約の解除	第6項
特定農地貸付けに関する農地法等の特例に関する法律第3条第3項（都市農地の貸借の円滑化に関する法律第11条において準用する場合を含みます。）の承認の取消し	承認の取消し	
市民農園整備促進法第10条の規定による認定の取消し	認定の取消し	
租税特別措置法第70条の6の4第2項第3号ロの貸付協定の廃止	貸付協定の廃止	
都市農地の貸借の円滑化に関する法律第10条第2号の協定の廃止	協定の廃止	

- 3 「2 賃借権等の消滅等があった貸付都市農地等の従前の借り受けていた者等に関する事項」の「存続期間の満了前に賃借権等の消滅がありました。その事情は次のとおりです。」は、賃借権等の存続期間の満了前に賃借権等の消滅があった場合に記載してください。
- 4 この届出書には付表もありますのでご注意ください。
- 5 この届出書の添付書類は『賃借権等の消滅等があった貸付都市農地等について新たな認定都市農地貸付け等を行った旨の届出書』の添付書類一覧のとおりですので、該当する書類を届出書に添付して提出してください。